

EP 関連資料

**EP 特許出願の法的確実性を向上させるために
早期の特許許可をもたらす PACE プログラムへの参加に関する留意事項**

2019年07月29日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

1. はじめに

出願人と第三者の双方にとって係属中の EP 特許出願の法的確実性を向上させるために、PACE プログラムは、2016 年 1 月 1 日に改訂されました。この改訂により、PACE プログラムへの参加請求は一回に制限され、これに伴って、先行技術調査手続と実体審査手続も、それぞれ 1 回に制限されます。

PACE プログラムへの参加請求は、EPO による専用フォーム("EPO Form 1005")を用いてのみ行われ、オンラインでのファイリングのみ受理されます。なお、PACE プログラムへの参加のためのオフィシャルフィーは設定されていませんし、請求理由の提出も不要です。

PACE プログラムにおいて、出願人は、先行技術調査促進手続と実体審査促進手続とを別々の段階でそれぞれ請求することになります。つまり、先行技術調査手続中に PACE プログラムが請求されても、実体審査手続の促進は行われません。当該出願書類が審査部へ移管され、審査部が審査に責任を負う状態になって初めて、実体審査促進手続を請求することができます。換言すれば、出願書類が審査部へ移管されたときに、実体審査促進手続の請求が有効となります。

EPO は、(a) PACE プログラムが申請されたことを公開しないと共に、(b) 先行技術調査、及び／又は、審査結果を公開しません。更に、これら(a)(b)については、包袋の閲覧可能事項から除外されています。

(1) PACE プログラムの請求が取り下げられた場合、(2) 出願人が応答期間の延長を請求した場合、(3) 出願が拒絶された場合、(4) 出願が取り下げられた場合、又は、(5) 出願が取り下げられたとみなされた場合、EP 出願は PACE プログラムの参加対象から外され、通常審査に戻されます。なお、上記(1)~(4)の場合、EPC に規定の法的な救済を受けることはできません。

【全5頁】

本内容についてご不明点・ご質問等ございましたら、
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

理 事 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)
外国専門部長 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【ウェブサイト・facebook】

当事務所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時発信しております。
是非ご参照下さい。

<総合ウェブサイト> : <http://www.harakenzo.com>
<商標専門サイト> : <http://trademark.ip-kenzo.com>
<意匠専門サイト> : <http://design.ip-kenzo.com>
<法務部 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>
<広島事務所 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>
※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。